

## ASEAN の市場統合はどこまで進んだのか(2)

石川 幸一 Koichi Ishikawa

(一財)国際貿易投資研究所 客員研究員  
亜細亜大学 教授

### 要約

- ・ 優先主要措置による実施率は82.1%と発表されている。内訳をみると、サービス貿易自由化と輸送が実施率が低い。
- ・ サービス貿易自由化は予定より遅れており、2014年に秋に1年遅れで第9パッケージがフィリピンを除き合意された。また、15%柔軟性規定により、2015年末時点の自由化は限定されたものになるう。
- ・ 投資は最低限の規制を残して自由化する。最低限の規制はACIAの留保表に示されており、分野横断的措置と業種別措置に分かれている。分野横断措置では土地に関連する措置などが内国民待遇の適用外となっている。
- ・ 熟練労働者の移動では、8分野の資格のMRAが締結され、エンジニアリングと建築では実施に向けての準備は進められているが、国内の規制や要件があり実施は未だなされていない。

### 1. 優先主要措置の実施状況

(Prioritised Key Deliverables)の実施率82.1%である<sup>1</sup>。

ASEAN 経済共同体 (AEC) の進展状況を示す最も新しい指標は、2014年8月発表の優先主要措置

優先主要措置による評価の内訳をASEAN事務局は公表していないが、ASEAN物品貿易協定(ATIGA)調整

委員会のサヤコーン委員長の講演資料に一部含まれている<sup>2</sup>。評価基準が異なっているため単純な比較はできないが、2012年スコアカードと優先主要措置による評価を横並びでみてみたい。なお、スコアカードは、予定された措置が実施されたことを示すものであり自由化されていることを必ずしも意味しないなど様々な問題点があることに留意が必要である<sup>3</sup>。

スコアカードは2011年末の実施状況を示しており、フェーズ1と2

(2008年～11年)が対象である。一方、優先主要措置は2013年末であり、フェーズ3(2008年～13年)までを対象としている。フェーズ3までであれば措置数は増えるはずであるが、優先的な措置を対象としているため措置数は減少している(表1)。スコアカードでは、グローバルな経済への統合を除き、実施率は60%台だったが、優先主要措置は競争力のある経済地域が69.6%と低いものの、その他の目標は高くなっている。

表1 スコアカードと優先主要措置の4つの目標の実施率

	スコアカード (11年末) (措置数)	優先実施措置 (13年末)
単一の市場と生産基地	65.9% (173)	83.7% (172)
競争力のある経済地域	67.9% (78)	69.6% (46)
公平な経済発展	66.7% (12)	100.0% (4)
グローバルな経済への統合	85.7% (14)	100.0% (7)
全体	67.5% (309)	81.7% (229)

(注) 優先主要措置の全体での実施率は82.1%と公表されているが、内訳の表では81.7%(229措置中187措置を実施)となっているが、原資料に相違の理由の説明はない。

なお、ASEAN統合モニタリングオフィス(AIMO)は2015年1月の講演資料の中で、2014年末で83.8%を実施と説明している。

(出所) ASEAN Secretariat (2012) および Sayasana Sayakone (2014)

## (サービス貿易と輸送で遅れ)

次に目標別に内訳を見てみよう(表2)。単一の市場と生産基地については、スコアカードでは物品の貿易、サービスの貿易、投資の移動の実施率が50%台と低かった。優先実施措置では、サービス貿易が60.9%と低いものの他の分野は実施率が高くなっている。ただし、物品の貿易と投資の移動は80%台である。サービスの貿易の自由化は交渉そのもの

が遅れていることが低い理由であろう。物品の貿易では関税撤廃は順調に進んでいるが、非関税障壁の撤廃は大幅に遅れている。熟練労働の移動はスコアカード、優先実施措置とも100%の実施率である。これは、自然人の移動協定の締結、資格の相互承認協定が締結と発効によるものと考えられる。ただし、対象分野の専門家がASEAN域内の他国で就労できるようになった訳ではない。

表2 スコアカードと優先主要措置の各分野の実施率

	スコアカード (措置数)	優先主要措置 (措置数)
1. 単一の市場と生産基地	65.9% (173)	83.7% (172)
物品の貿易	57.1% (56)	80.3% (56)
サービスの貿易	53.5% (43)	60.9% (23)
投資の移動	52.6% (19)	82.4% (17)
資本の移動	100.0% (6)	100.0% (12)
熟練労働の移動	100.0% (1)	100.0% (8)
優先統合分野	100.0% (29)	100.0% (41)
食料・農業・林業	68.4% (19)	93.3% (15)
2. 競争力のある経済地域	67.9% (78)	69.6% (46)
競争政策	100.0% (4)	100.0% (4)
消費者保護	63.6% (11)	
知的所有権	80.0% (5)	88.9% (9)
輸送	53.8% (39)	38.9% (18)
エネルギー	66.7% (3)	80.0% (5)
鉱物	100.0% (8)	100.0% (6)
ICT	100.0% (6)	100.0% (3)
税制	0% (1)	0% (1)
電子商取引	100.0% (1)	— (0)
3. 公平な経済発展	66.7% (12)	100.0% (4)
中小企業	62.5% (8)	100.0% (3)
ASEAN 統合イニシアチブ	75.0% (4)	100.0% (1)
4. グローバルな経済への統合	85.7% (14)	100.0% (7)

(注) 消費者保護については、優先主要措置は記載がない。

(出所) 表1と同じ。

競争力のある経済地域では、優先実施措置には消費者保護が含まれていない。措置数がスコアカードより大幅に減少しているにも関わらず、優先実施措置の実施率は69.6%とスコアカードとほとんど変わっていない。その要因は輸送の実施率の低さである。輸送はASEAN 高速道路網(AHN)、昆明-シンガポール鉄道(SKRL)などのハードインフラ建設、輸送協定の締結などソフトインフラ整備が目標になっているが、ハード、ソフトともに遅れている。

対照的に、公平な経済発展とグローバルな経済への統合は実施率が100%となっている。グローバルな経済への統合は域外とのFTA締結が主な内容であり、順調に進展している。公平な経済発展の措置数は3分の1に減少していることが影響している可能性があるが、詳細は判らな

い。

## 2. サービス貿易自由化の進展状況

### (1) 越境サービス貿易

サービス貿易の自由化のスケジュールは、①優先統合4分野(空運、e-ASEAN、ヘルスケア、観光)は2010年までに、優先統合の第5分野ロジスティクスは2013年までに実質的に自由化、その他の分野は2015年までに自由化、②第3モードの外資出資比率:優先統合4分野は2008年51%、2010年70%、ロジスティクス2008年49%、2010年51%、2010年70%、その他2008年49%、2010年51%、2015年70%、③目標交渉期限は、2009年第7パッケージ、12年第8パッケージ、13年第9パッケージ、15年第10パッケージである。

表3 サービス貿易自由化交渉の目標

	第7パッケージ		第8パッケージ		第9パッケージ		第10パッケージ	
目標交渉期限	2008年AEM		2012年AEM		2013年AEM		2015年AEM	
累計自由化分野数	65		80		104		128	
第3モード	分野数	外資出資比率	分野数	外資出資比率	分野数	外資出資比率	分野数	外資出資比率
優先統合分野	29	51%	29	70%	29	70%	29	70%
ロジスティクス	9	49%	9	51%	9	70%	9	70%
その他	27	49%	42	51%	66	51%	90	70%

(注) 金融サービスと航空サービスを除いた128分野が対象。

(出所) ASEAN 事務局資料

### (第9パッケージの自由化約束に合意)

第8パッケージは2012年末までに全加盟国が自由化約束に合意している。2014年AEMでは、AFAS(ASEANサービス枠組み協定)第9パッケージの完成に向けた進展を歓迎したとしているが、合意・署名したとは書かれておらず、約束表も発表されていない。ジェトロバンコクセンターがタイ商務省貿易交渉局に照会したところ、2014年8月25日にフィリピンを除く9カ国が交渉完了に合意し署名を行ったことが確認された<sup>4</sup>。

AFASは、WTOでの自由化約束以上の自由化(GATSプラス)を目指している。石戸(2012)によりHoekman指数によるGATSの自由化約束とAFASの自由化約束の比較をみると、依然として規制は多いもののGATSプラスの

自由化は緩やかながら進展していることがわかる(表4)。最終的には第10パッケージ終了後に判断する必要がある。また、助川(2013)は、各国はサービス貿易分類によるセクターを細分化しその一部を自由化した場合でも当該分野を自由化したとしているため実態的にかなり制限は残ると指摘している<sup>5</sup>。たとえば、タイは「流通サービス」のサブセクターである「卸売りサービス」については、第8パッケージで外資出資比率70%を容認したのは「医療品の卸売りサービス」のみである。これは、「15%の柔軟性条項」によるものであり、①サブセクターを完全に例外とすること、②サブセクターの一部を例外とする「柔軟性」、を認めるという規定である。サービス貿易の自由化は2015年末時点でも限定されたものとなるであろう。

表4 GATSおよびAFASのHoekman指数(2012年時点)

	GATS	AFAS パッケージ5	AFAS パッケージ7
ブルネイ	0.03	0.15	0.18
インドネシア	0.06	0.21	0.35
マレーシア	0.10	0.22	0.31
フィリピン	0.09	0.20	0.29
シンガポール	0.11	0.24	0.36
タイ	0.24	0.26	0.46
カンボジア	0.37	0.38	0.38
ラオス		0.10	0.33
ミャンマー	0.03	0.21	0.33
ベトナム	0.27	0.27	0.33
ASEAN 平均	0.14	0.22	0.33

(注) 約束表155分野の4モードについて、「規制なし(None)」を1点、「約束をするが何らかの規制あり」を0.5点、「約束せず(Unbound)」を0点を与え、それらを単純平均して算出している。完全自由化は1点、自由化が全く約束されていないと0点となる。

(出所) 伊藤恵子・石戸光(2013)「サービス貿易」、黒岩郁雄編著『東アジア統合の経済学』日本評論社、75ページ。

### 3. 投資の自由化の進展状況

ブループリントでは、ASEAN 投資地域枠組み協定 (AIA) と投資保証協定 (AIGA) を統合して ASEAN 包括的投資協定 (ACIA) を制定するとしており、ACIA は 2009 年に調印、2012 年 3 月に発効した。留保表に従い「最小限の制限」を残して 2015 年に自由化する。2014 年 AEM では、ACIA 修正議定書に署名した。これは、留保表 (ネガティブリスト) の留保分野の削減のための手続を規定したものであり、自由化促進のための措置である。ACIA が対象とするのは、サービス業以外であり、サービス投資は AFAS で規定している<sup>6</sup>。ただし、製造業などに付随するサービスは ACIA の対象範囲である。ACIA は、投資前の内国民待遇、パフォーマンス要求の禁止、投資家と国の紛争解決 (ISDS) などの規定を含む、自由化はネガティブリスト方式で実施する。AIA は 2020 年までに全ての投資家に対して内国民待遇と投資分野の開放を適用するとなっていたが、ACIA は利益の否認規定 (第 19 条) があり、ASEAN 以外の投資

家への ACIA の利益を供与しないとなっており、AIA とは異なった規定となっている。

留保表で自由化の例外となるのは、内国民待遇 (NT : ACIA5 条) と経営幹部・取締役の国籍要求の禁止 (SMBD : ACIA8 条) である。留保表は、全業種に適用される分野横断的措置と業種別措置に分かれている。個々の措置あるいは対象となる業種について、業種別措置であれば業種名 (ISIC が多い)、どの政府 (機関) の措置か、NT・SMBD の区分 (両方の場合もある)、措置の内容、根拠法が明示されている。たとえば、「土地の取得・保有などについて内国民待遇 (NT) の適用を留保する」とは、外国投資家 (外資企業) は土地の取得や保有について禁止や制限など国内企業とは違った待遇を受けることを示している。留保表で掲げられている措置・分野は、必ずしも外資の禁止を示しているのではなく、禁止や制限を含めた NT と SMBD の適用外となる措置・分野を示している。

分野横断的措置では、土地に関連した措置が全ての国で NT の適用外として示されている。天然資源と不可分の

土地を含めている国も多い。規制の内容は国により多様である。事業の許認可・登録を対象としている国は8カ国ある。外国投資は国内投資とは異なった手続きや許認可を必要とすることを示している。ほかには、従業員雇用・外国人雇用に関する措置、民営化・国有資産の売却に関する措置も比

較的多くの国があげている。通貨取引・外貨取引については、通貨投機を防止することが目標となっている。なお、分野横断的措置で示されていなくても業種別の措置で特定業種を対象に外国投資の禁止、制限、規制（出資比率など）が行なわれているので留意が必要である。

表5 ACIA 留保表の分野横断的事項

NT および/あるいは SMBD の適用を留保する措置	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ブルネイ	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム
①土地（天然資源と不可分の土地を含む）の取得・保有・利用・取引など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②取締役の国籍、居住義務など	○	○	○			○				
③従業員雇用・外国人雇用	○	○		○	○		○			○
④事業許認可・登録	○	○	○		○	○		○	○	○
⑤外資の企業形態	○							○		
⑥外資出資比率、出資額など	○			○	○			○		
⑦民営化・国有資産の売却など	○	○		○	○	○				○
⑧ポートフォリオ投資	○				○		○			○
⑨食糧安全保障										○
⑩通貨取引・外貨取引				○	○					
⑪天然資源開発						○				
⑫零細企業、中小企業、協同組合などに対する措置	○		○		○					○
⑬その他の措置		○	○		○					

(注) ①食糧安全保障は、インドネシアとフィリピンでは農水産業で挙げられている。②マレーシアのその他の措置には、ブミプトラおよびブミプトラ優遇政策に関連する措置が含まれる。③フィリピンでは、憲法およびフィリピンの法律でフィリピン企業と国民に留保された権利、事業があげられ、タイではタイ国民に留保されていない職業に外国人は就業できるとされている、④タイでは外国人は Condominium 以外の住居の保有を禁止されている。その他、上記表でカバーされていない措置があるので、正確には原資料を参照願う。

(資料) ASEAN 事務局、ACIA 留保表 (Schedule to ASEAN Comprehensive Investment Agreement) により作成。

業種別の措置は国により内容が異なっている。農林水産業、鉱業と付随サービスでは、資源の保護を目的とする外資の制限や規制が多い。たとえば、シンガポールでも採石は禁止となっている。製造業・付随サービスでは、伝統的な産業（バティックなど）や危険物を扱う産業（武器や爆薬など）などが多く、印刷や出版、新聞印刷・発行を外資禁止とする国もある。ベトナムでは、比較的多くの製造業で外資禁止、国内投資の優先や出資比率規制などの外資規制を行なっている。

#### 4. 熟練労働者の移動

ブループリントでは 2008 年までに自由職業サービスの資格の相互承認取決め（MRA）を締結するとしている。専門家の資格の MRA は、エンジニアリングサービス（2005 年）、看護サービス（2006 年）、建築サービス（2007 年）、測量サービス（2007 年）、会計サービス（2009 年）、医療サービス（2009 年）、歯科医療サービス（2009 年）、観光サービス（2012 年）の 8 分野が調印済である。2014 年 AEM では、現在の MRA に替わる会計サービスの新しい MRA がまとまったとしている。

表 6 自由職業サービスの資格の相互承認取決め

	調印	発効
エンジニアリングサービス	2005 年 12 月 9 日	2005 年 12 月 9 日
看護サービス	2006 年 12 月 8 日	2006 年 12 月 8 日
建築サービス	2007 年 11 月 19 日	2007 年 11 月 19 日
測量サービス	2007 年 11 月 19 日	2008 年 12 月 19 日
医療サービス	2009 年 2 月 26 日	2009 年 8 月 26 日
会計サービス	2009 年 2 月 26 日	2009 年 8 月 26 日
歯科医療サービス	2009 年 2 月 26 日	2009 年 8 月 26 日
観光サービス	2012 年 11 月 9 日	未発効

（出所）ASEAN 事務局



8 分野では、エンジニアリングと建築が比較的進展している<sup>7</sup>。エンジニアリングでは、ASEAN 公認専門エンジニア調整委員会 (ASEAN Chartered Professional Engineers Coordinating Committee : ACPECC) が設立されている。国内の試験に合格し免許を得たエンジニアは各国の専門職規制担当局 (Professional Regulatory Authority : PRA) 傘下の登録外国人専門エンジニア (Registered Foreign Professional Engineer : PRA) として各国で就労するために ASEAN 公認専門エンジニア (ASEAN Chartered Professional Engineers : ACPEs) に申請する仕組みである。2012 年時点で ACPEs は、マレーシア 149 名、シンガポール 183 名、インドネシア 99 名、ベトナム 9 名の合計 440 名となっている。その他の各国は PRA が設立されていないなどの事情がある。ただし、ACPEs 数は実際に他国で就労しているエンジニア数ではない。

建築士についても同様な仕組みが作られており、PRA から国内免許を得た建築士は ASEAN 建築士登録制度 (ASEAN Architect Register) によ

り ASEAN 建築士 (ASEAN Architect) として ASEAN 建築士審議会 (ASEAN Architect Council : AAC) に登録する資格を得る。しかし、この資格を得たことにより自動的に各国で就労できるわけではない。国籍あるいは居住などが条件になっているからだ。外国人建築士は自国内に適格者がいない場合に限りプロジェクトベースで就労できることが多い。看護師については、タイで外国人看護師が働くためにはタイ語で国家資格試験に合格しなければならない。

ASEAN 自然人の移動協定 (AMNP) は 2012 年に締結されたが、まだ発効していない。貿易、投資従事者など熟練労働者が対象で非熟練労働者は対象外である。

#### 注

- 1 優先主要措置とは何かについての説明はないが、ブループリントの措置 (measures) から優先度の高い重要な措置を選んだものと思われる。AEC スコアカードについての詳細な分析と評価は、福永佳史 (2015) 「ASEAN 経済共同体の進捗評価と AEC スコアカードを巡る諸問題」、『アジア研ワールドトレン

- ド』No.231、2015年1月号、36頁-40頁、を参照。
- 2 Saysana Sayakone, ASEAN Economic Community (AEC), 2014年11月に開催された日本アセアンセンター主催「AFTA (ASEAN 自由貿易地域) セミナー」での講演資料である。
  - 3 協定の締結、批准が目標となっている場合、締結・批准がされれば実施したことになる。自由化の実現のためには各国で法制化し現場で施行されねばならないが、その点は実施率からは判らない。これらの問題点については、福永 (2015) を参照。
  - 4 ジェトロ「通商弘報」2014年9月2日付け。
  - 5 助川成也 (2013)「サービス貿易および投資、人の移動の自由化に向けた取組み」、石川幸一・清水一史・助川成也『ASEAN 経済共同体と日本』文眞堂。
  - 6 AFAS のモード3については、投資保護、投資家と国の紛争解決規定が適用される。自由化については AFAS が適用される。
  - 7 Deunden Nikomboriank and Supunnadee Jitdumrong (2013), “An Assessment of services Sector Liberalization in ASEAN” Sanchita Bas eds. ” ASEAN Economic Community Scorecard Performance and Perception” ISEAS Singapore